

# V 畜産の部

## 解説

この部には、「畜産統計調査」及び「牛乳乳製品統計調査」の結果から主要家畜の飼養戸数及び頭羽数、生乳及び乳製品の生産量などに関する統計を掲載しています。

### 1 調査の概要

#### (1) 畜産統計調査

この調査は、主要家畜の飼養戸数・頭羽数を把握し、畜産生産の現状を明らかにし畜産行政の資料を提供することを目的に、各畜種別に飼養者から調査農家を層別抽出法により抽出し、毎年2月1日現在で、往復郵送調査により実施しています。

#### (2) 牛乳乳製品統計調査

この調査は、牛乳及び乳製品の生産、出荷及び在庫等に関する実態を明らかにし、畜産行政の基礎資料を整備することを目的に、牛乳処理場及び乳製品工場を対象として、農林水産大臣が委託した民間事業者を通じて実施しています。

### 2 定義及び用語の解説

#### (1) 畜産統計調査

##### ア 乳用牛

搾乳を主目的として飼養している牛をいいます。

##### イ 肉用牛

乳用牛以外の牛で、区分は品種区分でなく用途により区分しています。したがって、乳用種の種畜以外のおすはもちろん、乳用牛の未経産のめすを肉用目的に肥育しているものは肉用牛とします。

##### ウ 子取り用めす豚

生後6か月以上であって、子豚を生産することを目的として飼養しているめす豚をいいます。

##### エ 肥育豚

自家で肥育して、肉豚として販売することを目的として飼養しているものをいいます。

##### オ 採卵鶏

鶏卵の生産を目的に飼養している鶏で、種鶏のみの飼養者及び成鶏めす羽数1千羽未満の飼養

者を除いています。

##### カ 成鶏

月齢6か月以上の鶏です。したがって、産卵があつても、月齢6か月未満は「ひな」として取り扱います。

##### キ プロイラー

ふ化後3か月未満で肉用として出荷することを目的に飼養している鶏をいいます。

なお、ふ化後3か月未満で肉用として出荷する鶏であれば、地鶏及び銘柄鶏も含みます。

#### (2) 牛乳乳製品統計調査

##### ア 生乳

搾乳したままの人の手を加えない乳用牛の乳をいいます。

##### イ 飲用牛乳等

直接飲用に供する目的又はこれを原料とした食品の製造若しくは加工の用に供する目的で販売する牛乳、成分調整牛乳及び加工乳をいいます。

##### ウ 牛乳

生乳以外のものを混入することなく、直接飲用に供する目的又はこれを原料とした食品の製造若しくは加工の用に供する目的で販売する牛の乳をいい、乳等省令に定める成分規格並びに製造及び保存の方法の基準に沿つて製造されたものをいいます。

##### エ 加工乳

生乳、牛乳若しくは特別牛乳又はこれらを原料として製造した食品を加工したもの(成分調整牛乳、はつ酵乳及び乳酸菌飲料を除く。)をいいます。

##### オ 成分調整牛乳

生乳から乳脂肪分その他の成分の一部を除去したものをいいます。

##### カ 乳飲料

生乳、牛乳若しくは特別牛乳又はこれらを原料として製造した乳製品を主要原料とした飲料で、乳及び乳製品以外のもの(ビタミン、カルシウム、果汁、コーヒーなど)を加えたものをいいます。